

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月21日

発注担当者 公立学校共済組合仙台宿泊所
支配人 半澤 洋一

1. 入札物件（一時貸付物件）

以下の物件を貸付するための入札を行う。

- (1) 業務の名称 公立学校共済組合仙台宿泊所職員寮跡地駐車場貸付
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務の期間 契約日から令和6年3月31日まで
- (4) 物件の所在地 仙台市青葉区錦町二丁目218番1
- (5) 入札方式 一般競争入札

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第12条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに宮城県競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (3) 宮城県物品調達等競争入札資格制限要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 20カ所以上の異なる駐車場サービス事業を1年以上継続して運営し、うち、40台以上の駐車場2カ所以上の実績があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体ではないこと。
- (7) 入札参加申込みに必要な書類
 - ①入札参加申込書（指定様式）
 - ②誓約書（指定様式）
 - ③同規模程度以上の同種の時間貸し駐車場運営の実績が記載のもの（契約書の写し可）
 - ④土地利用計画図（土地の利用にあたっての計画図（例 各種レイアウト（工作物・看板を含む。））を図示してください。
- (8) 申込みの手続き
受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送してください。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）なお、書類に不備等がある場合や、申込受付期間外の受付は、行いません。

3. 入札日程等

(1) 入札日程

項目	時期
入札参加申込受付期間	令和3年7月21日から 令和3年8月2日まで
入札参加資格確認通知書郵送	令和3年8月5日まで随時発送
質問の受付	令和3年7月27日から8月3日まで
質問に対する回答	令和3年8月5日
入札	令和3年8月12日
開札	令和3年8月12日
契約締結	令和3年8月19日
設備機器設置	令和3年9月4日以降から9月下旬まで
事業開始	令和3年9月下旬

(2) 質問について

本実施要領に関する質問については、任意様式にて電子メールで送付すること。メール送信後、受信確認のために仙台宿泊所へ電話（022-265-3413）が必要。質問に対する回答は、全社にメールで回答する。

受付期間：令和3年7月27日（火）～8月3日（火）

回答予定：令和3年8月5日（木）

(3) 入札日

入札書（様式）に必要事項を記載し、郵送（簡易書留）すること。

受付期間：令和3年8月12日（木）午前10時

受付場所：公立学校共済組合仙台宿泊所

(4) 留意事項

入札金額は、物件の1ヶ月分の賃貸借料の額（税抜き）を記入すること。

契約時は、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額を契約額とする。

入札者は、入札書（様式）の書き換え、引き替えまたは撤回をすることはできない。

入札に関して必要となる経費は、応募者の負担とする。

落札後の賃貸借契約は、入札書（様式）に記載された名義で行う。

現地説明会は実施しない。現地確認を希望する場合は個別に案内するので、電話にて連絡すること。（TEL:022-265-3413 担当者名：小松崎）

3. 開札について

(1) 開札は、仙台宿泊所職員立ち会いのもとで行う。支配人、管理課長、当該入札事務担当課の仙台宿泊所職員を立ち合わせる。

(2) 入札の無効次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア. 入札参加資格がない者のした入札

イ. 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

ウ. 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

- エ. 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
 - オ. 同一入札について入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - カ. 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札
 - キ. 指定の期日までに提出しなかった入札
 - ク. 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - ケ. 委任状の提出のない代理人のした入札
 - コ. その他入札の条件に違反した入札
- (3) 入札の中止または延期
不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがある。
- (4) 落札者
落札者は、仙台宿泊所の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とする。
- (5) くじによる落札者の決定
前記(4)に該当する者が2人以上あるときは、開札後くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじを引かない者がある場合は、仙台宿泊所が指定した者(入札事務に関係のない仙台宿泊所職員)が入札者に代わってくじを引き、落札者を決定する。
- (6) 入札結果の公表
開札結果は、落札者の名称及び貸付金額を応札者にFAX等にて連絡する。
- (7) 入札保証金は免除
- (8) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約書に貼付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受者の負担とする。

公立学校共済組合仙台宿泊所職員寮跡地駐車場 貸付にかかる仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、駐車場貸付に伴う一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)と一体をなすものであり、事業者が当該物件を使用するに際し、公立学校共済組合仙台宿泊所(以下「仙台宿泊所」という。)が要求する内容を示すものである。

2. 整備工事内容

(1) 事業者は、次の整備をすること。

- ア. 別紙平面図中の区域内で、自動料金精算機械式駐車場を整備すること。
- イ. 駐車スペースは既存駐車区画ラインとすること。(大型車不可)
- ウ. 夜間照明設備及び駐車料金等を明示する表示看板等を設置すること。
- エ. 電気を供給するための電柱及び、自動料金精算機、表示看板は現状を参考にすること。工事の際、道路使用が必要な場合所定の手続きを行うこと。
- オ. 駐車場から出入するために必要な安全対策を十分に講じること。
- カ. 駐車場敷地内の整備、側溝のグレーチング整備を行うこと。
- キ. 駐車場敷地と市道敷との境界部については道路区域が明確になるように、縁石等の構造物を設置すること。なお、整備については仙台宿泊所と協議の上、事業者で整備すること。

(2) 整備工事にかかる留意点

- ア. 通行する歩行者等の安全に配慮すること。
- イ. 敷地周辺住宅の環境を損なわないように配慮すること。
- ウ. 整備工事内容については、現状に沿った内容とし、仙台宿泊所と詳細協議をすること。
- エ. 敷地と公道との境界の整備にあたっては、道路使用許可を取得し、工事に着手すること。
- オ. 整備工事の際、関係機関との調整、許認可が必要なときは手続きのうえ着手すること。
- カ. 廃棄物の適正処理等の関係法令を遵守すること。
- キ. 工事に伴い、近隣住民その他第三者と事故が発生しないよう、安全への配慮を行うこと。
また、近隣からの問合せや苦情に対し、誠意を持って対応すること。
- ク. 整備工事を行うときは、現場に必ず整備工事責任者名及び連絡先を掲示すること。連絡体制を明確にしておくこと。

3. 管理運営内容

事業者は、次のとおり管理運営すること。

- ア. 通年無休24時間で稼働すること。
- イ. 自動料金精算機等の駐車場設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等を行うこと。
- ウ. 自動料金精算機は、千円紙幣及び硬貨（500円、100円、50円及び10円）が使用できるものとする。
- エ. 自動料金精算機には、電話又はインターホンを設置し、事故発生時に駐車場利用者に対して直接対応すること。
- オ. 機器故障等の事故については、速やかに現場に到着できる体制を整えること。
- カ. 定期的に除草、清掃等を行うこと。
- キ. 管理運営に当たっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民にかかる事故及び苦情については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- ク. 貸付計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって仙台宿泊所の承認を受けること。

4. 駐車料金

- (1) 駐車料金は、事業者からの提案に基づき、仙台宿泊所の承認をもって設定する。ただし、仙台宿泊所が下記(2)の条件が満たされていないと判断したときは、契約期間中であっても、仙台宿泊所と事業者は協議の上、駐車料金を変更するものとする。
- (2) 駐車料金の設定については、近傍駐車場の料金等を考慮し、円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で設定すること。

5. 報告及び実施調査等

- (1) 仙台宿泊所は、貸付物件の使用状況について随時に実地調査し、又は必要な報告を求めることができる。
- (2) 事業者は、前記の報告を怠り、又は調査を拒んではならない。
- (3) 前項の調査又は報告に基づき、仙台宿泊所は事業者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正等を指示することができる。